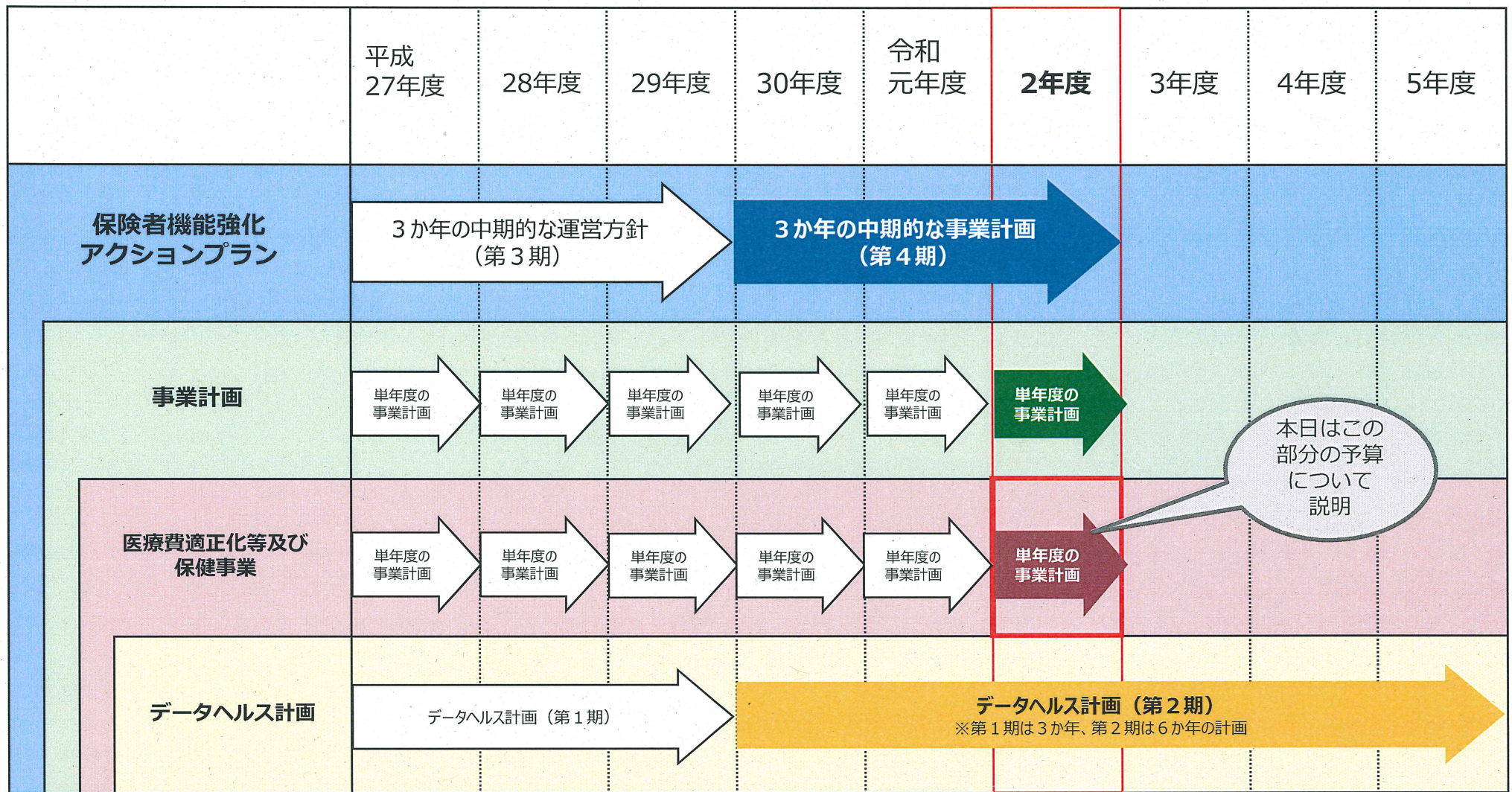


令和2年度 宮城支部保険者機能強化予算案について

1. 各種計画の全体像等	1ページ
2. 令和2年度に計画している取組み案について	3ページ
3. 令和2年度保険者機能強化予算（案）：医療費適正化等予算について	5ページ
4. 令和2年度保険者機能強化予算（案）：保健事業予算について	7ページ
（参考） 令和元年度宮城支部事業計画	10ページ

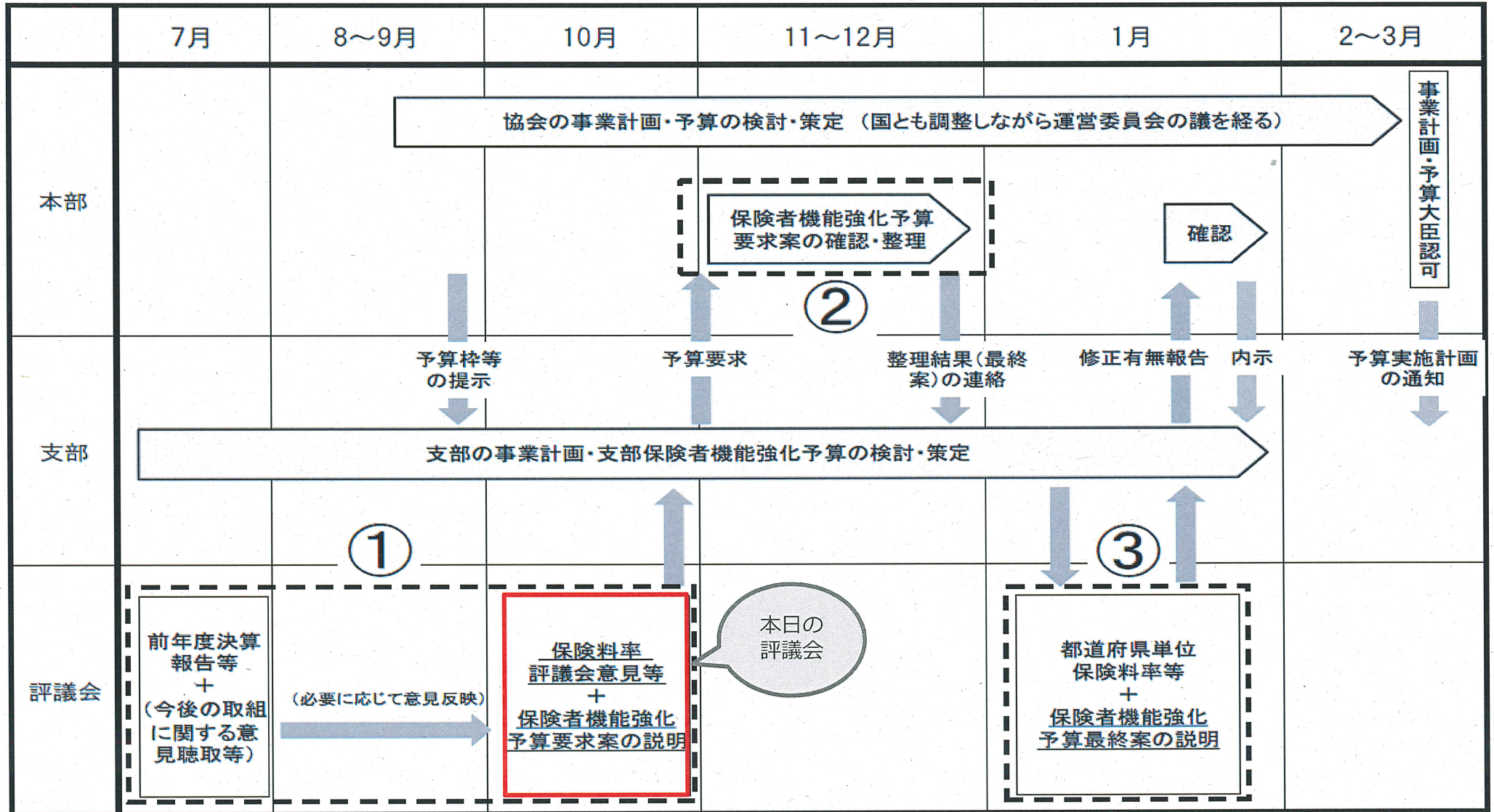
1. 各種計画の全体像等



1. 各種計画の全体像等

【支部の事業計画・支部保険者機能強化予算策定のスケジュールについて】

支部の事業計画・支部保険者機能強化予算については、事業主や加入者の意見を反映させた事業とするため、評議会においても意見やアイディアを伺い、費用対効果も踏まえながら、検討を進める必要がある。



2. 令和2年度に支部保険者機能強化予算に関して計画している取組み案について

将来的な医療費の節減につなげていくことを目的に、令和2年度に以下の取組みを計画している。

《新規事業》

(単位：千円)

	事業名	事業の目的・概要等	経費
医療費適正化等	柔道整復施術療養費長期受療者への通知等の発送	宮城支部での柔道整復療養費の現状として、支給額および1件当たり支給額が前年比より1%増加傾向にある。全国的に支給額および1件当たり支給額が減少傾向にあるなか、当支部として何らかの対策が必要と思われるため、広島支部で実施した柔道整復施術療養費版医療費通知の発送を参考資料として、長期受療者への通知等の発送をおこなう。	3,860
	医療機関従事者を対象とした健康保険事務説明会の実施	県内の医療機関従事者を対象に、県内4会場（仙台市、大崎市、大河原町、石巻市）で、支払基金と合同で健康保険事務説明会を開催する。今までも隔年実施しており、医療機関従事者から開催を望む声を今年度もいただいている。医療機関従事者に限度額認定証の利用促進やスムーズなレセプト請求についてより理解いただくことで、制度の周知や健康保険事務を円滑に進めることにつながる。	392
保健事業	生活習慣病予防健診未受診事業所に対する受診勧奨	特定健診受診率は受診者数は毎年10,000人程度増加しているが、受診対象者増加を背景に生活習慣病予防健診の実施率は伸び悩んでおり目標達成には至っていない現状である。受診者数向上を目的に、平成30年度の健診受診率が30%未満でかつ5名以上対象者がいる事業所へ、生活習慣病予防健診受診勧奨文書を送付する事業を行う。発送後は電話勧奨を実施し、実施率向上を図る。	6,160
	被保険者に対する生活習慣の改善勧奨	自身の健康リスクを軽減するため生活習慣の改善に取り組んでいただくことを目的に、問診票から生活習慣の改善意欲があると考えられる者等を対象に、健診結果に基づく健康状態の他の加入者との比較、健康に関する基礎知識、生活習慣の改善のコツや医療機関への早期受診の必要性等を記載した情報提供リーフレットを送付する事業を行う。これまでも第二期データヘルス計画に基づき、重症化予防事業や特定保健指導等の取組みを実施しているが、異常値があっても年齢や条件により取組の対象になっていない者もいることから、第二期データヘルス計画に掲げた目標の確実な達成に向けて取り組むものである。	4,900

2. 令和2年度に支部保険者機能強化予算に関して計画している取組み案について

《強化・拡大する事業》

(単位：千円)

	事業名	事業の目的・概要等	経費
保健事業	職場健康づくり宣言事業所へのフォローアップ強化	<p>事業所内での健康づくりの推進を図ることを目的に、「職場健康づくり宣言」制度におけるオリジナルプランに取り組む事業所を支援する取組みを強化・拡大し、健康づくりの質の向上を図る。</p> <p>これまでも事業所ごとの過去3年の健康状態を見える化した「健康カルテ」を送付し、自社の健康課題を時系列で把握していただき、その後の課題解消に向けての取組みへのフォローアップを強化することとしており取り組んでいるが、健康宣言事業についての効果検証を行ったところ、運動や食事、飲酒の対策について不十分であったため、事業主とのコラボヘルスの取組みとして、事業所内において従業員の健康を保持・増進する行動を促すツールを提供する等、サポート内容の拡充を図る。</p> <p>【主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康カルテ、チェックシートの送付、電話勧奨 好事例集の提供 出前講座の実施（R元年度20事業所上限→令和2年度40事業所へ拡大） メンタルヘルスセミナーの実施 健康づくり啓発のための教材（DVD）の貸出事業（新規） 各種リーフレット等の提供（健康カレンダーなど配布物の拡大） 	4,976

《支部予算措置が不要となる事業》

(単位：千円)

	事業名	事業の目的・概要等	元年度予算
医療費適正化等	ジェネリック医薬品使用促進施策検討に資する保険医療薬局に対する調査	宮城支部におけるジェネリック医薬品使用割合は高止まりの様相を見せている（令和元年度目標使用率80%、5月現在使用率79.8%）。更なる使用促進には医療機関、薬局ごと個別に対応する必要があると考えている。令和元年度に各保険薬局にアンケート調査を行い、阻害要因を特定していくこととしており、その結果をもとに対策を考えていくことから、令和2年度の調査は行わない。	636
	ジェネリック医薬品使用実績リストの検索サービス事業	ジェネリック医薬品のリストを作成し保険薬局へ配付しているが、リストをより使いやすいものとするため、令和元年度に検索機能があるウェブサイトを外委託により作成する予定であったが、令和元年9月より、本部から検索機能がある「ジェネリック医薬品実績リスト」が提供されることとなったため、支部独自にウェブサイトを作成する必要はなくなった。	1,000
保健事業	被保険者に対する特定保健指導利用勧奨委託事業	当初、マンパワー不足の健診機関に特定保健指導者を派遣し健診当日の特定保健指導を実施する取組みであったが、その後協会のシステム上の問題等から断念した。そのため令和元年度はそれに代わるものとして、生活習慣病予防健診の受診会場にて、健診当日に広く特定保健指導について周知啓発することで理解を促していく取組みを行っている（委託業者により10～11月に実施）。特定保健指導の実施率向上は引き続き取り組むべき課題であるものの、特定保健指導の実施率は増加傾向にあることから、ポピュレーションアプローチは従来からの紙媒体による方法に戻すこととし、令和2年度は実施率が伸び悩んでいる生活習慣病予防健診に関する事業を強化するため、予算は、新規事業「被保険者に対する生活習慣の改善勧奨」（P3参照）へシフトする。	9,290
	事業者健診結果データ登録後の共同利用案内および特定保健指導案内	本事業は、事業者健診データ取得後に支部において対象者を選定し、その後特定保健指導の案内を委託業者から発送するものである。しかし一部の健診実施機関からの事業者健診データの提供が当初の想定より遅れている現状があり、想定している流れで作業した場合、健診を受診してから対象者に特定保健指導の案内が届くまでに時間を要するケースが発生することとなった。そのため、令和元年度は業務委託ではなく支部での実施に切り替えて実施したところであり、令和2年度も引き続き支部で実施せざるを得ない状況であるため、予算措置は行わない。	4,400

3. 令和2年度支部保険者機能強化予算（案）：医療費適正化等予算について

◆医療費適正化対策及び広報・意見発信にかかる予算

支部の「医療費適正化対策」、「広報・意見発信」に対する予算については、

- 支部ごとに要求できる予算の上限が設けられ、加入者数を踏まえて設定される。
- なお、上限内で要求する「医療費適正化対策」や「広報・意見発信」の取組の分野ごとの配分は、支部の裁量で設定できることを原則とし、予算執行時において分野間の振替えを必要とする場合には、本部確認の上、柔軟に対応できることとなっている。

<支部医療費適正化等予算>

支部医療費適正化等予算：予算枠	15,929千円
-----------------	----------

支部医療費適正化等予算：合計額	12,353千円
-----------------	----------

(単位：千円)

分野	区分	事業名	事業の目的・概要等	経費
医療費適正化対策経費	業務部門関係	<新規> 柔道整復施術療養費長期受療者への通知等の発送	宮城支部での柔道整復療養費の現状として、支給額および1件当たり支給額が前年比より1%増加傾向にある。全国的に支給額および1件当たり支給額が減少傾向にあるなか、当支部として何らかの対策が必要と思われるため、広島支部で実施した柔道整復施術療養費版医療費通知の発送を参考資料として、長期受療者への通知等の発送を行う。	3,860
		<新規> 医療機関従事者を対象とした健康保険事務説明会の実施	県内の医療機関従事者を対象に、県内4会場（仙台市、大崎市、大河原町、石巻市）で、支払基金と合同で医療機関従事者を対象とした健康保険事務説明会を開催する。 限度額認定証の利用促進やスムーズなレセプト請求をより理解いただくことで、制度の周知や健康保険事務を円滑に進めることにつながることを期待する。	392
		<継続> 資格喪失後受診者への返納金納付督促等架電業務	新規発生債権納付書送付時の納入督促架電（平日夜間及び休日）、被保険者証返納催告書送付時の回収催告架電（平日夜間及び休日）を委託業務として実施し、催告実施のタイミングで架電することで、早期の回収を図る。	3,960
	小計			8,212

3. 令和2年度支部保険者機能強化予算（案）：医療費適正化等予算について

<支部医療費適正化等予算>

(単位：千円)

分野	区分	事業名	事業の目的・概要等	経費
広報・意見発信経費	紙媒体による広報	<継続> 任意継続保険加入のご案内セットの作成・ 配付及び納入告知書同封チラシの作成・配 布	年度初めの支部窓口の混雑を防ぐとともに、窓口申請の減少と郵送化の促進することを目的に、年度末等に退職者が多い事業所へ、事前に申請書や案内等を必要数配付する。また、事業所に毎月送付する納入告知書に同封するチラシを作成する。事業主、加入者へ協会けんぽの事業等を周知広報することができる。	1,611
	その他の広報	<継続> 新聞広告、フリーペーパー等を活用した、 健康経営に関する広報事業	宮城支部のデータヘルス計画の目標を達成するために健康経営の普及拡大が求められており、幅広く広報を行い周知することが必要である。広く県民に対し健康に関する意識啓発や協会けんぽ宮城支部の健康経営事業である職場健康づくり宣言を周知するため、新聞広告等を利用する。	2,530
	小計			4,141
支部医療費適正化等予算 合計				12,353

4. 令和2年度支部保険者機能強化予算（案）：支部保健事業予算について

◆保健事業における重点的な取組等に対し措置する予算

保健事業における重点的な取組等に対し措置されてきた予算については、

- 支部ごとに要求できる予算の上限が設けられ、特定健診の対象となる40歳以上の加入者を踏まえて設定されている。
- なお、上限内で要求する分野ごとの配分は、支部の裁量で設定できることを原則とし、予算執行時には、分野間の振替えを必要とする場合には、本部確認の上、柔軟に対応できることとなっている。

<支部保健事業予算>

支部保健事業予算：予算枠	77,407千円
支部保健事業予算：合計額	77,325千円

(単位：円)

区分	事業名	事業の目的・概要等	経費
健診経費	<継続> 協会主催の集団健診「まちかど健診」の開催	未受診者対策の一環として、年度後半に協会主催の集団健診を開催し、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を目的とし、主に受診率の低迷している地域や市町村の未受診者健診を実施しない地域をターゲットに、協会けんぽ主催の集団健診としてショッピングセンター等を利用した「まちかど健診」を実施する。また、特定保健指導の対象者については、健診当日及び後日、特定保健指導を実施する。	2,887
	<継続> 事業者健診結果データ提供にかかる同意書取得勧奨業務委託について <継続> 健診機関による委任状取得の委託費	支部で提供する対象事業所リストを基に、勧奨文書を発送し、電話による勧奨、訪問による勧奨を複数回実施し、同意書の受領を行う。また同意書の受領後は、健診結果票（紙）の受領や、問診票の記載依頼等の事業所との折衝業務、健診結果のデータ化までを一貫して行う。対象2,000事業所、同意書獲得300事業所、紙媒体の獲得3,500件、パンチ件数4,500件（紙媒体の獲得3,500件+支部獲得1,000件）を見込んでいることから業務委託により実施する。	5,841

4. 令和2年度支部保険者機能強化予算（案）：支部保健事業予算について

<支部保健事業予算>

(単位：千円)

区分	事業名	事業の目的・概要等	経費
健診経費	<継続> 健診推進に係る経費	生活習慣病予防健診（一般健診）の実施数向上を目的に、委託健診機関に対し、対前年度比の実施増加数（実績）に応じて報奨金を支払う。	15,861
	<新規><継続> 健診受診勧奨等に係る経費	【新規】生活習慣病予防健診未受診事業所への受診勧奨（P3参照）、【以下継続】集合バス健診の案内チラシの作成、仙台市の集団健診受診勧奨、市町村の未受診者健診を活用した受診勧奨、新規加入事業所及び新規加入者への健診案内発送業務、被扶養者用特定健診受診パンフレットの作成、令和3年度生活習慣病予防健診パンフレット等の作成（事業所用及び任継加入者用）、令和3年度情報提供サービス利用案内パンフレット作成	14,599
	<継続> 健診実施機関実地指導旅費	委託機関への実地指導を行う際の交通費。委託機関に対し5年に1回の実地指導を行うこととなっているため、令和2年度に実施する。	104
小計			39,292
保健指導経費	<継続> 中間評価時の血液検査費	健診機関における特定保健指導時の血液検査の実施	3,300
	<継続> 保健指導推進経費	特定保健指導の実施数向上を目的に、委託健診機関に対し、対前年度比の実施増加数（実績）に応じて報奨金を支払う。	1,099
	<継続> 保健指導利用勧奨経費 (特定保健指導、共同利用チラシ等の作成)	特定保健指導実施率の向上を目的に、健診機関において生活習慣病予防健診結果にチラシを同封し特定保健指導及び共同利用に関する周知を図るとともに、事業所宛て特定保健指導案内文書に依頼文書及び保険料率インセンティブに関する周知チラシを同封し、事業所での受け入れ率向上を図る。	2,121
	<継続> その他	保健指導機関委託費、医師謝金、保健指導用データ等送料、保健指導パンフレット作成等、保健指導用図書購入費、公民館等における特定保健指導	1,584
小計			8,104

4. 令和2年度支部保険者機能強化予算（案）：支部保健事業予算について

<支部保健事業予算>

（単位：千円）

区分	事業名	事業の目的・概要等	経費
重症化予防事業 経費	<継続> 未治療者に対する受診勧奨	本部提供の二次勧奨リストを基に作成した文書による勧奨、支部保健師による訪問勧奨を行い、健診結果から治療が必要とされたにもかかわらず未治療である者への受診勧奨を行う。	5,099
	<継続> 重症化予防対策	生活習慣病予防健診受診者のうち、検査結果が一定の基準に該当する者を選定し、対象者への受診勧奨および当該事業の利用勧奨を実施する。また、未治療者受診勧奨から外れる重症化域者に対し、個別介入文書を送付し、重症化の予防を図る。	13,744
コラボヘルス 事業経費	<継続> 外部委託等による業界団体とのコラボヘルス事業の実施	宮城支部ではデータヘルス計画（目標として主に加齢者の血圧値を下げる）の下位目標にコラボヘルスの推進を掲げ、事業主への健康経営の促進、業種団体との連携によるコラボヘルスの実施に注力している。それぞれの事業所や業種の課題に応じた健康づくり出張セミナーや各種測定会等実施し、ポピュレーションアプローチの手法により事業主と加入者の行動変容を促す。	1,045
	<継続> 職場健康づくり宣言事業所に対するフォローアップ事業	事業所内での健康づくりの推進を図ることを目的に、「職場健康づくり宣言」制度におけるオリジナルプランに取り組む事業所を支援するもの。健康カルテ、チェックシートの送付、出前講座の実施、健康づくり啓発のための教材（DVD）の貸出事業（新規）、各種リーフレット等の提供を行う。	4,976
その他の経費	<新規> 被保険者に対する生活習慣の改善勧奨通知	自身の健康リスクを軽減するため、生活習慣の改善に取り組んでいただき、生活習慣病の重症化を予防することを目的に、問診票から生活習慣の改善意欲があると考えられる者等を対象に、健診結果に基づく健康状態の他の加入者との比較、健康に関する基礎知識、生活習慣の改善のコツや医療機関への早期受診の必要性などについて記載したオーダーメイドの情報提供リーフレットを送付するもの。	4,900
	<継続> 関係団体と連携した健康イベントへの参加	関係団体とも連携した健康イベントに参加し、加入者に対する健康意識の啓発を行うとともに、関係団体との連携強化を図ることを目的とするもの。	165
小計			29,929
支部保健事業予算 合計			77,325

(参考) 令和元年度宮城支部事業計画

平成 31 年度 事業計画（宮城支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>①現金給付の適正化の推進</p> <p>(1)不正の疑いある事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的審査を行う。</p> <p>(2)傷病手当金と障害年金等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、調整漏れがないよう確実に実施する。また、事後的に調整が発生する可能性がある者に対しては事前に周知し、制度の理解を求める。</p> <p>②効果的なレセプト点検の推進</p> <p>診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を標準化し効果的に実施する。特に内容点検は、支払基金の原審査と併せて医療費の適正化を進めていく。協会においては、</p> <p>(1)点検効果向上計画を策定・実施するとともに、毎月点検効果向上会議を開催し、進捗状況の管理を徹底することにより、点検効果額の向上を目指す。</p> <p>(2)内容点検においては、自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システムを活用した効率的な点検を徹底する。</p> <p>(3)支払基金支部との打ち合わせ会を定期的開催し、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支部間の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。</p> <p>(4)点検員のスキルアップを図るため、査定事例を集約・共有化し、研修を実施する。また、点検員の勤務実績に応じた評価を行う。</p> <p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</p> <p>(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p>③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <p>(1)多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月に15日以上)の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。回答の結果、請求内容が疑わしいものについては必要に応じ施術者への照会、管轄厚生局への情報提供を行う。</p> <p>(2)柔道整復施術受診についての正しい知識を加入者へ普及し適正受診を促進するため、各種広報を活用し周知を図るほ</p>

か、施術者に対しては適正な保険請求の促進のため、申請書不備等による返戻時を活用して注意事項を周知する。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。

④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- (1) 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。

⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- (1) 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、電話による催告を積極的に行い、保険証回収を強化する。なお、電話催告については、委託業者を継続して活用し、効果的に実施する。
- (2) 資格喪失届及び被扶養者異動（削除）届提出時の保険証添付の徹底について各種広報を活用し周知を図るほか、日本年金機構と連携し、未返却保険証の早期回収を図る。また、保険証未回収の多い事業所に対しては、文書等により改善要請を行い保険証回収の強化を図る。
- (3) 資格喪失後受診等により発生する返納金債権については、アウトソースを活用した文書催告の他、電話や訪問による催告を行うとともに顧問弁護士を積極的に活用し早期回収に努める。また、法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。
- (4) 債務者との連絡を取りやすい休日・夜間の架電の外部委託により早期回収を図る。
- (5) 交通事故等が原因による損害賠償債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。また、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。
- (6) 債権回収会議を毎月開催し、情報共有を図るとともに効果的な回収に努める。
- (7) 6月・9月・11月・2月を債権回収強化月間とし、出張時に合わせた戸別督励を支部全体で実施するなど債権回収強化に取り組む。
- (8) 資格喪失後受診等により発生する返納金債権のうち、市町村国保に療養費として請求できる納付困難者に対する返納金債権については、市町村国保との清算を行う保険者間調整を積極的に実施する。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を96.0%以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑥ サービス水準の向上

(1) お客様満足度調査の実施

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、更なるサービスの改善に取り組む。また、お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。

(2) サービススタンダードの遵守

- ・ 傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金および埋葬料については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10営業日以内）を遵守する。

(3) 接遇の向上

- ・ 研修を実施するなどして、加入者本位の理念を職員へ一層徹底するとともに、お客様に対する接遇を向上させ、お客様の満足度を高める。

(4) 申請の郵送化の促進

- ・ 健康保険給付等の申請書の郵送による提出を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。また、任意継続加入案内書類一式を退職者が多い事業所へ配布し、任意継続加入手続きの更なる郵送化の促進を図る。

- KPI : ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を93.2%以上とする

⑦ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 各種広報などにより限度額適用認定証の活用について事業主、加入者、医療機関への周知を図る。
- ・ 引き続き医療機関や市町村と連携し、医療機関窓口等に限度額適用認定申請書や周知ポスターを配置するなど、利用者の

	<p>更なる増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0% 以上とする <p>⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達を徹底する。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 90.1% 以上とする <p>⑨ オンライン資格確認の利用率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 70.0%以上とする
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 <p>①ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所ごとの健康状態を見える化した「職場健康づくり宣言サポートシート」等のツールを活用する。 (2)個人単位の健康・医療データの提供については、医療・介護に関する情報の収集を行い、本部より提供される各種情報リストや医療費分析ツール等を活用し、外部有識者との連携を図りながら地域・職域ごとの医療費等の分析をデータヘルス計画とも連動し取り組む。 (3)「学会参加の報告及び学会参加費用等に係る取扱要領」の基準を満たしている学会や調査研究報告会での報告、学術誌や調査研究報告書への投稿等について取り組む。

②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

上位目標：脳血管疾患、心疾患等の循環器系疾患による1人あたり入院件数を平成27年度より減らす。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：300,078人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 69.7%（実施見込者数：209,100人）
- ・事業者健診データ 取得率 7.5%（取得見込者数：22,400人）

○被扶養者（受診対象者数：85,587人）

- ・特定健康診査 受診率 35.8%（実施見込者数：30,600人）

○健診の受診勧奨対策

<被保険者の健診実施率向上に向けた施策>

- ・未受診事業所には、通知中心の勧奨等に加え、医療機関と連携することにより受診勧奨を強化・加速化する。
- ・事業者健診データの取得について外部委託を拡大することにより受診率向上を図る。

<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

- ・地方自治体との連携・協定の具体的事業として、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供し受診率向上のための連携強化を図る。
- ・協会主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。

- KPI：①生活習慣病予防健診実施率を69.7%以上とする
②事業者健診データ取得率を7.5%以上とする
③被扶養者の特定健診受診率を35.8%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○被保険者（受診対象者数：46,995人）

- ・特定保健指導 実施率 22.4%（実施見込者数：10,510人）
（内訳）協会保健師実施分 14.1%（実施見込者数：6,610人）
アウトソーシング分 8.3%（実施見込者数：3,900人）

○被扶養者（受診対象者数：3,182人）

- ・特定保健指導 実施率 6.4% (実施見込者数: 205人)

○保健指導の勧奨対策

- ・特定保健指導について、利用機会の拡大を図るため、健診当日特定保健指導を実施できる医療機関との連携を強化し、また、事業所訪問により特定保健指導を実施できることが可能な外部機関への委託を積極的に促進するとともに、保健指導実施計画の進捗状況を管理する。
- ・被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、オプション健診直後などに、保健指導を受けられる体制を整備する。
- ・業種・業態健診データの分析結果などを活用し、事業主、業種団体、と連携を進めて、保健指導を推進する。また、内外での研修により特定保健指導実施者のスキルアップを図り、保健指導の効果を高める。

上記施策を通じ、特定保健指導対象者の減少率向上を図る。

- KPI: 特定保健指導の実施率を21.4%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,500人

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・糖尿病性腎症予備群に対し、透析導入を防ぐため、受診勧奨・受診後主治医の指示に基づいた保健指導を行なう。

- KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

○事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言」の普及、登録事業所拡大に向けて、宮城県や東北経済産業局、経済団体等の関係機関・団体と連携した取り組みを行う。

○宣言事業所の健康づくりをサポートするため、事業所ごとの健康状態を見える化したツールである「職場健康づくり宣言サポートシート」等の情報提供をはじめとしたフォローアップ事業を強化する。

v) その他保健事業

- ・「宮城県」「仙台市」と連携した受動喫煙防止対策宣言施設登録事業
- ・ヘルスアップ事業
- ・「職場のメンタルヘルスケア対策相談」委託事業
- ・健康づくりに関する事業所への出前講座の実施

- ・健康づくりに関する事業所への情報提供
- ・宮城県・市町村・大学・薬剤師会等と連携した各種健康づくりイベント、セミナーへの参画

③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

(1) 保険者機能を発揮した協会の取組みについての広報の実施

- ・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査に基づき、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。
- ・支部の保険料率、および保健事業や医療費適正化など協会の取組みについて加入者・事業主や関係機関等に広く理解していただくため、これまでの継続的な広報を実施するほか、新規広報媒体も検討するなど積極的な情報発信を行う。

(2) 健康保険委員の活動強化と委嘱拡大

- ・健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、協会は、健康保険委員への研修や広報活動等を通じて健康保険委員活動の支援を行う。

また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。

- KPI : ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする
- ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.5%以上とする

④ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

(1) ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通ずるサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、加入者の立場に立った適切な広報の推進と拡大を図る。

(2) 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、宮城支部の阻害要因を分析したうえで保険者協議会、国保運営協議会等の関係会議や宮城県、医療関係団体をはじめとする関係団体等へ情報提供するほか、宮城県後発医薬品安心使用連絡会議において使用促進に向けた意見発信を行う。

(3) 個別の医療機関や調剤薬局ごとの見える化ツールを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを引き続き実施する。その際は、上記(2)の分析結果に基づき効果的なアプローチを行う。

- KPI : 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を81.0%以上とする
- (※) 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

	<p>⑤インセンティブ制度への対応〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療に係る協会けんぽ内のインセンティブ制度について、引き続き制度の周知広報を丁寧に行うとともに、実施結果について評議員等の意見も踏まえつつ検証を行い、その後の検討に繋げるため意見発信を行う。 <p>⑥パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好事例の全国展開に繋げるべく、支部の独自性を活かしたパイロット事業を実施する。 <p>⑦医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉</p> <p>(1) 地域医療構想調整会議に積極的に参画し、本部より提供される地域医療が見える化したデータベースも活用のうえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。また、医療提供体制に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> <p>(2) 県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体および関係する機関に対しても宮城県保険者協議会の活動を活発化し、他の医療保険者と連携して提言を行うとともに、積極的に医療審議会をはじめとした各種協議の場に参加するなど、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、県・市町村や医療関係団体（医師会等）と宮城支部との間で締結した医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定に基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。</p> <p>(3) 上記で掲げた事項のほか、地方公共団体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。</p> <p>■ KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者参加率を100%とする</p> <p>② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <p>(1) 組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制(ガバナンス)、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

・衛生委員会をはじめ、各種委員会やプロジェクトチームを整備し、内部統制環境強化や職場環境の充実化を図る。

(2) 業務の効率化

・移行計画の最終年度として標準人員に基づく人員配置を行う。受付業務、健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、アウトソースを活用するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、要員の適正化を図る。

(3) 協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着

・平成 28 年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。

②人事評価制度の適正な運用

・日々の業務遂行を通じ、協会の理念の実現および支部目標が達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用し、発信力・営業力・訴求力が発揮されているかといった創造的な業務における実績や能力本位の評価を人事、処遇面に反映させる。

③OJTを中心とした人材育成

(1) 「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成を推進する。

宮城支部内において、積極的に職員に対するグループ内外の人事異動を実施し、複数業務対応が可能となる業務スキル習得を推進する。

「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

その他、多様な研修機会や通信教育講座活用による自己啓発の手段などを整備し、自学自習風土を醸成する。

(2) 各種研修会・セミナー実施に際して、職員に求められるプレゼン、データ分析能力等を高めるとともに、各種スキル向上のため、外部講師および外部研修会等の活用を積極的に実施する。

④支部業績評価への対応

・各事業の目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底するとともに、検証指標を意識した取り組みを行う。

⑤組織運営の適正化

(1) 業務精度の向上

- ・ よりよいサービスの標準化を目指し、東北ブロックの業務改革会議等への参加により、創意工夫を提案・検討し、具体的な改善を実現していく。
- ・ 業務システム刷新の機能等を十分に活用した業務を実施するとともに、業務処理の基準に沿った活動の適正状況を定期的に確認し、業務精度の向上を目指す。
- ・ 業務プロセスのシステム支援強化を更に進めるため、システムの改善要望等について意見を発信していく。

(2) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・ 法令等規律の順守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

(3) リスク管理

- ・ リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理向上のための研修を行い、平時からの訓練や支部会議での検討など、リスク管理体制を整備する。

⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- (1) サービス水準の確保に留意した業務の実施方法の見直しの検討を行うとともに、競争入札の実施、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
- (2) 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
- (3) 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対する聞き取り等を実施し、一者応札案件の減少に努める。
- (4) 予算執行計画に基づく期中の執行状況（率）を的確に把握し、経費削減に向けた効果的・効率的な取り組みを実施する。
■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。